

事務連絡
令和3年4月16日

関係社会福祉施設等の長様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

新型コロナウイルス感染症感染防止対策等の徹底について

日ごろから新型コロナウイルスの感染防止対策に御理解と御尽力をいただきありがとうございます。

さて、県内における新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、本日、県独自の「福井県感染拡大特別警報」を発令しました。

施設における新型コロナウイルスの集団感染の発生もあり、感染対策について、これまで、いわゆる標準予防策の徹底をお願いしておりますが、特に下記の点についてご留意のうえ、必要な介護サービスを継続的に提供していただきますようお願いいたします。

記

1 職員・利用者の健康観察の徹底

すべての職員について、出勤前に体温の計測など健康観察を行い、発熱等の体調不良が認められる場合には出勤しないよう徹底してください。また、勤務中においても、体調不良が見られる場合は、早退等させ、利用者とは接触させないようにしてください。なお、症状がない場合でも、利用者とは接する際はマスクの着用を徹底してください。

また、利用者については、サービス利用前に、体温の計測等健康観察を行ったことを必ず確認し、発熱や呼吸器症状、体調不良等がある場合はサービスの利用を断る取扱いとしてください。

2 早期受診の徹底

職員・利用者ともに、発熱や呼吸器症状、体調不良等がある場合は、万一新型コロナウイルスに感染していた場合の事態の重要性を考慮し、経過を観察することなく早期に医療機関を受診するようにしてください。

3 職員の行動に関する留意事項

他都道府県との往来については、訪問先の感染状況を十分把握し、継続して感染者が発生している地域へ往来する場合には、感染防止対策に注意して行動してください。

特に、まん延防止等重点措置実施地域との不要不急の往来を控えていただくようお願いいたします。

(まん延防止等重点措置実施の都道府県については県ホームページで確認してください。)

4 県への報告

職員および入所者に新型コロナウイルス感染症への疑い症例が察知された場合、速やかに保健所に連絡することをお願いしておりますが、以下の場合については、県長寿福祉課にもご連絡くださるようお願いいたします。

- ・利用者、職員がPCR検査および抗原検査を受ける場合
- ・利用者、職員の感染が確定した場合
- ・利用者、職員に濃厚接触者が発生した場合
- ・訪問系サービスにおいて、濃厚接触者に対して訪問サービスを提供する場合

【連絡先】

(平日8時30分から17時15分) 電話番号 0776-20-0332 あて電話願います。

(休日・夜間・早朝) メールアドレス hokaisei@pref.fukui.lg.jp あてメール願います。

介護サービスグループ
電話 0776-20-0332
FAX 0776-20-0642
Mail hokaisei@pref.fukui.lg.jp